

ご存知ですか？

部落差別解消推進法が 施行されています



「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、平成28年12月16日に施行されました。

すべての国民が等しく基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目指した法律です。

この法律では、現在も部落差別が存在していることや、部落差別は許されない社会悪であることを明確にしています。また、部落差別の解決は、国や地方公共団体の責務であることを改めて明確にするとともに、国や地方公共団体の役割（法に基づいた部落差別を解消するために必要な教育や啓発への取り組み）を定めています。

足利市では、より多くの方々に部落差別解消推進法を知っていただき、理解を深めていただけるよう、部落差別をテーマとした講演会などの人権啓発事業の中で、市民の皆様や行政職員それぞれに 部落差別に関する内容を主とした事業の実施に取り組んでいます。

私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない明るい社会を築いていきましょう。

「部落差別解消推進法」の条文です

（平成28年12月16日法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。